

諮問番号：諮問第 40 号

答申番号：答申第 40 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

福岡県精神保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 45 条第 4 項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳交付決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。本件処分は障害の状況を適切に反映していない。

#### 2 審査庁の主張の要旨

審査請求人の障害等級を判定するに当たり、総合的に判断すると 2 級に該当すると認められ、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、審査請求人の精神障害の状態が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号。以下「施行令」という。）で定める精神障害の状態に該当するか否か、該当するとすればどの障害等級に該当するかということにある。

処分庁は、精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の交付決定に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）上の審査基準として、「福岡県精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」（以下「判定基準」という。）及び「福岡県精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定基準の運用に当たっての留意事項」（以下「留意事項」という。）を設定

しているため、以下では、本件処分が法令及び審査基準に沿って適正に行われたかを判断する。

審査請求人が行った手帳の交付申請の添付書類である医師の診断書によると、次のことがいえる。

- (1) 精神疾患については、「器質性精神障害」の存在が認められる。
- (2) 精神疾患（機能障害）の状態については、審査請求人は、認知症、その他の記憶障害（高次脳機能障害）、遂行機能障害及び注意障害に該当するとされているが、診断書には、それらが軽度から中等度の障害に相当することを示す検査結果は見られるものの、高度な障害を示す検査結果はなく、そのほか精神疾患（機能障害）の状態が高度であることを示す記載もない。よって、審査請求人の精神疾患（機能障害）の状態は、判定基準の障害等級 2 級に該当するものと判断される。
- (3) 能力障害（活動制限）の状態については、診断書の「⑥ 生活能力の状態」の「2 日常生活能力の判定」欄の 8 項目中、2 項目が能力障害（活動制限）の程度が比較的低い「自発的にできるが援助が必要」又は「概ねできるが援助が必要」に、2 項目が能力障害（活動制限）の程度が中程度の「援助があればできる」に、残りの 4 項目が能力障害（活動制限）の程度が高い「できない」に該当するとされている。

このように項目ごとに能力障害の程度に差がみられるが、留意事項で、障害等級 1 級相当の判断基準とされている、(1) 食事、(2) 保清、(3) 金銭管理、(6) 危機対応の 4 項目のうち、「できない」と評価されたのは 2 項目のみで、(1) 食事については、能力障害の程度は比較的低いとの評価である。また、診断書の「⑦ ⑥の具体的程度、状態等」欄には、意欲、自発性の改善傾向がみられることが記載されている。これらのことから、審査請求人の能力障害（活動制限）の状態を総合的に判断すると、判定基準の障害等級 2 級に該当するものと判断される。

- (4) 障害等級の判定は、精神疾患の存在の確認、精神疾患（機能障害）の状態の確認、能力障害（活動制限）の状態の確認、精神障害の程度の総合判定という順を追って行うこととされているところ、上記のことから、精神疾患（機能障害）の状態及び能力障害（活動制限）の状態は、障害等級 2 級と認められる。

したがって、処分庁が、審査請求人の精神障害の程度を総合的に判断して 2 級と決定

したことに、違法又は不当な点は認められない。

審査請求人の障害等級を判定するに当たって他に考慮すべき特段の事情も認められず、そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

#### 第 4 調査審議の経過

平成 29 年 11 月 15 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、同年 12 月 5 日の審査会において、調査審議した。

#### 第 5 審査会の判断の理由

処分庁は、判定基準及び留意事項を行政手続法上の審査基準として設定しており、判定基準においては、障害等級の判定は、精神疾患の存在の確認、精神疾患（機能障害）の状態の確認、能力障害（活動制限）の状態の確認、精神障害の程度の総合判定という順を追って行うこととされている。

そして、障害の程度の個別具体的な判定は、指定医師が作成した診断書をもとに処分庁が行うものであるが、その障害の程度に関する判定・判断は、専門的・医学的判断を前提とした処分庁の合理的な裁量に委ねられているものと解すべきである。

本件処分は、法令、判定基準等に沿って適正に行われており、その判断過程に特段の誤りは認められず、処分庁の判断は合理的な裁量の範囲内であるといえる。

また、審査会において、今回提出された診断書を確認したところ、「意欲、自発性の改善傾向がみられる」との記載があること、前回の手帳交付申請時に提出された診断書と比較して、「日常生活能力の程度」欄において、前回は概ね障害等級 1 級相当とされる「(4) 精神障害を認め（中略）常時援助を必要とする」に該当すると記載されていたものが、今回は概ね障害等級 2 級相当とされる「(3) 精神障害を認め（中略）時に応じて援助を必要とする」に該当すると記載されていることなどが認められた。これらは、審査請求人の症状が一定程度改善していることを示すものであり、この点からも、処分庁の判断は合理的であるといえることができる。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は

認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

また、審査庁は、本件審査請求について、福岡県精神保健福祉審議会の委員に意見を求め、「原処分支持」との回答を得た上で、裁決を行おうとしており、その点からも審査庁の判断は合理的であるといえる。

以上のことから、審理員意見書及び福岡県精神保健福祉審議会委員意見を参酌した上で本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会 第1部会

委員 岡本 博志

委員 倉員 央幸

委員 塩田 裕美子